

平成三十一年度入学試験問題

小論文

平成三十一年二月二十五日

自十二時〇〇分
至十四時三十分

答案作成上の注意

- 一 この問題冊子の総ページは十四ページです。
- 二 解答用紙は一枚、下書き用紙は一枚です。
- 三 解答はすべて解答用紙の所定の場所に縦書きで記入しなさい。
- 四 受験番号は解答用紙の所定の箇所に必ず記入しなさい。
- 五 配付した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 六 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰つてください。

生活・暮らしに関する以下五つの資料から読み取った内容をふまえて、自分の論旨にふさわしい題(タイトル)を解答用紙の冒頭にある所定欄に記し、一二〇〇文字以内で小論文を作成しなさい。その際、少なくとも三つの資料を取りあげ、言及した資料の番号をすべて解答用紙の末尾にある所定の欄に記入すること。

なお、出題の必要に応じて一部原典を省略し、また加筆した。注はすべて出題者による。

【資料一】

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

【資料二】

(藤田弘夫編『飢餓・都市・文化——「都市論」を超えて』柏書房、一九九三年)
〔注二〕 農村の収穫物から自給自足分を除いたという意味での余剰ではなく、権力によって社会的に作り出された、自給自足分の一部をも含む食糧調達を、著者は「社会的余剰」と呼んでいる。

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

(田辺繁治『生き方の人類学——実践とは何か』講談社現代新書、二〇〇三年)

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

(柳宗悦『民藝とは何か』講談社学術文庫、二〇〇六年。原本は一九四一年、昭和書房より刊行)
〔注一〕明瞭ではなかつたことを明らかにすること。

【資料四】

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

(簗山京『生活調査』(簗山京著作集、第四巻)ドメス出版、一九八五年)

〔注一〕 廃品回収業者(「ばた屋」)たちが集まつて住んでいた地域。

〔注二〕 重篤化すると全身に激痛が走り、患者が「イタイイタイ」と訴えながら死に至つたため、このように名付けられた。

一九六八年に日本ではじめて企業活動など人的な環境汚染を原因とする健康被害(「公害病」)と認定された。

【資料五】

出題者による資料解説 以下の文章の1～4は、一九五〇年頃に山形県のある農村の学校でおこなわれていた生活綴方教育において、中学生が書いた作文である。この生活綴方教育とは、子どもたちに自らの生活を自分の言葉で文章作品(綴方)として表現させたり、それを素材にクラスのなかで討論をおこなつたりする教育実践である。

僕の家

木川
さかわ
進
すすむ

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

(無着成恭編『山びこ学校——山形縣山元村中學校生徒の生活記録』青銅社、一九五一年)

- 〔注一〕 祭文さいもんとはもともと神に捧げる言葉を意味していたが、その語りが民間芸能としての性格を強めて職業となつたもの。
- 〔注二〕 怒ること。叱ることを意味する方言。
- 〔注三〕 そのままでは耕作に適さない土地。